

平成22年度第3回 尊厳擁護専門委員会 会議要旨

1 議題

北九州八幡東病院における爪切り事案について

(1) 論点についての検討(非公開)

(2) 元看護課長の意見陳述についての検討(非公開)

2 開催日時

平成23年1月17日(月) 18:30～21:10

3 開催場所

北九州市役所9階 91会議室

4 出席者名

委員 伊藤委員長、河原副委員長、緒方委員、中村委員、野村委員、
日浅委員、舟谷委員、丸林委員

事務局 保健福祉局長、介護保険・健康づくり担当部長、事業者支援担当課長
ほか 11名

5 会議の非公開理由

委員会は、不開示情報(北九州市情報公開条例第7条)に該当する事項について意見交換するため、非公開とする。

6 議事の概要

(1) 事務局説明

- ・ 前回委員会における意見の整理
- ・ 検討にあたっての視点の論点整理
- ・ 元看護課長からの意見陳述について

(2) 各委員の意見概要

論点についての検討

介護保険法には、「利用者本位」、「利用者の選択、自己決定」、「高齢者の尊厳、自立支援」の3つの柱がある。利用者が認知症の重い患者であったことは事実であり、元看護課長の陳情書では利用者や家族の意思及び選択権が反映されていない。そのことで、家族の不信を招いており認知症ケアの基本的なあり方としての配慮が足りない。説明、同意の問題についても、看護計画書のなかで療養上の世話や、身だしなみ等は包括的

に了承を得ているといわれているが、利用者や家族はそれを見ただけですぐに理解することはできないのではないか。

治療行為に限らず、介護保険におけるケアのあり方として患者やその家族への説明責任、チームケア、契約履行の証拠、介護保険運営基準における記録義務等の観点から記録は必要である。また質の高い介護の提供や高齢者の尊厳擁護の観点からみて、病変のある爪切りについてはチームケアとして情報共有するのが当然、というのが委員会のスタンスである。

事実上市が虐待と判断した一方で、刑事裁判では無罪となっていることを重く受け止めなければならないのではないか。

控訴審判決では絆創膏を剥いだことは故意がないとされた。また親指の爪切りは正当業務行為として判断され違法性が阻却され無罪となった。一方、市は病院報告書をもとに虐待の事実を確認した。市がもう一度精査をすると言っている今、尊厳擁護専門委員会でなんらかの意見を出さなくてよいのか、と感じる。

当時の委員会の判断について、現在改めて見直す必要はないと思う。

高齢者虐待防止法上で問題となる行為があったのは事実であるが、元看護課長の名誉が傷付けられたことも事実である。彼女の行為自体は控訴審裁判の結果を尊重すべきである。尊厳擁護専門委員会は尊厳擁護の観点から介入する、というスタンスは間違っていないし、これからもそうすることは踏まえた上で、元看護課長の名誉について言及すべきではないか。

元看護課長の行為はチーム医療の観点からは十分連携しておらず、説明しない、記録してない、上司の指示に従っていない、等虐待の疑いを持たれる行為であることには間違いない。

当時の病棟は一般病棟ではなく、介護療養病床なので介護保険適用施設である。長期の入院施設で、身体的にも寝返りできない、精神的にも意思疎通できない人に対して、

利用者の立場で考えず、独断で行為を行っているのは、広義の虐待になるのではないか。

平成 19 年当時の 7 つの虐待判断根拠について

元看護課長のフットケアについては状態をアセスメントした記録や処置した記録がないから、フットケアとして必要な処置であったと客観的に判断ができないため確認できない。

必要性の有無については、当時の医師の所見と今回の控訴審判決で採用された他の医師の鑑定結果との違いを確認した。

元看護部長が裁判での証言で「ケアであった」と言っており、平成 19 年当時に市へ提出された資料の中での発言を覆している。

寝たきり高齢者は爪の変形や白癬菌感染が多い。当然看護師による爪ケアは行われている。ただし、切除は痛みを生じたり、出血する危険も高い。

控訴審判決では看護行為の範疇と言われているが、医師と連携することが望ましかったとも指摘されており、元看護課長が切った爪は健康な爪ではなく病的な爪なので、当然医師と連携すべきだった。チームケアの観点からは他のスタッフと十分に話し合いコンセンサスを得て行う等の配慮を要する処置だといえるのではないか。

当時の医師が積極的な治療や指示を出す環境であったとは言い難い。だから元看護課長は看護行為として自分から積極的に爪切りしたという主張。寝返りができなくても、自分の動きでシーツが爪に引っかかることはある。爪ケアは裁判で正当行為として認められている。しかし、爪を切る行為だけに限局して議論できない難しさがある。

医師の関心がない爪ケアを自分が一生懸命しようとしたとしても、事前にチームに諮るべきであった。新しい看護行為やケアを開始する前には、情報の共有やチームケアは大切な視点である。

「虐待」を考えるとときには爪ケアの行為そのものの中心的な部分と、「記録」や「説明」

等の行為以外のことと、どこまで含まれるのかについて考えないといけない。

身体的虐待は身体に暴行を加えることが要件となる。例えばもちを詰ませたときの吸引は、暴行に当たるが救命目的なので違法性は阻却される。考え方としては爪切りも一緒である。

元看護課長は爪切りについて病棟スタッフと共にリーダーシップを発揮して爪切りすればこのような大きな出来事になってないのではないか。

看護部長から中止の指示を出していたにも関わらず爪切りが続いたことについて、上司の指示を部下が錯誤することは組織として問題であり、意思疎通ができていなかった点は、情報の共有化やチームケアの観点から適切であったとはいえない。

刑事事件裁判で利用者本人の判断能力に触れていないのは当然である。「本人の同意がない」ことが前提である。

利用者や家族の思いが全く反映されておらず、介護保険の理念からは外れているのではないか。利用者本人の意思表示ができない場合は、家族や代理人に行うべきと考える。

重度の認知症で意思表示が困難な人の苦痛について、判断するのは難しい。

新しく導入するケアについては、記録を残しケアの根拠を示すことができるものでなくてはならない。看護記録は診療録と同様に重要な証拠である。保健師助産師看護師法が改正され、看護記録の保存が2年間の保存義務になった。理由は患者とのトラブル回避のためであり、更には医師が看護記録から患者の生活情報として捉えようとするもの。記録をつけないことは時代に逆行するものである。

元看護課長が爪切りは正当な行為であると主張する反面で、療養上の世話には記録が必要ないということには矛盾を感じてしまう。

元看護課長の意見陳述について

平成 19 年当時の委員会では「本人の意見が聞けず要因が分析できなかった」と発表しているため、本人の意見陳述の場があってもよいと思う。

元看護課長が要望していることに対し、本人の話聞くことは公平感があるのではないか。

「個人」に対する虐待認定をしていることが既成事実になっていることから、元看護課長の話聞いた方がよいと思う。

当時の委員会も要因分析を行なう上で元看護課長の事情が聞けていないことは指摘している。

記録がなく、患者自身も自己決定できず、家族の意向を確認した形跡もなく、チームケアとしての視点も組織として欠落している状況では、行為の正当性を確認することは極めて困難であったろう。現在元看護課長の陳情書の正当性を確認する記録は残っておらず、話を聞いても正当性の判断材料にはならないのではないかと。

今までの意見を集約すると、本人の話聞く場を設け委員全員で聞く、ということによりよい。「場を設けて話を聞く」が重要であり委員からは質問をしない。その理由は裁判のやり直しのようにもなり得り、また委員会が「個人に対して」虐待の事実確認をしたようになってはいけない。時間は 10 分で話を聞く場を設ける。個人の尊厳を守る観点から非公開。弁護士と同席、発言は認めるということになる。

7 問い合わせ先

北九州市保健福祉局地域支援部介護保険課事業者支援係

TEL 093 - 582 - 2771